就学援助制度について

仙台市教育委員会

★就学援助制度とは

仙台市では、お子様が小・中学校(中等教育学校前期課程含)に就学するにあたり、経済的に お困りの場合、学用品費や給食費等を援助する、「就学援助制度」を設けております。

下記の認定要件に該当し、制度の利用を希望する方は、各お問い合わせ先にご相談ください。

☆認定要件

No.	認定要件			
1	生活保護の停止または廃止 【令和3年4月以降に停・廃止された場合のみ対象】			
2	児童扶養手当の受給			
3	市民税の非課税(地方税法第 295 条第 1 項該当のみ) または減免 【非課税は 18 歳以上の家族全員が、①障害者手帳を所持 ②寡婦 ③ひとり親のいずれかに該当 する場合のみ対象】			
4	国民年金保険料の免除または納付猶予 【20歳以上の家族全員が免除または納付猶予されている場合のみ対象】			
5	国民健康保険料の減免 【家族全員が国民健康保険に加入し、以下のいずれかにより保険料が減免の場合のみ対象】 ①失業等により所得が激減した ②災害により所有する住宅または家財に損害を受けた ③冷害・凍霜害・干害等により農作物に被害を受けた			
6	個人事業税または固定資産税の減免 【個人事業税:災害による減免のみ対象 / 固定資産税:家屋新築による軽減等は <u>対象外</u> 】			
7	生活福祉資金貸付の利用 【社会福祉協議会からの貸付のみ対象】			
8	経済的理由【家族の年間総収入額または所得額が下記の基準額以下となることが見込まれる方】			
	家族数	給与収入 (控除前の支払金額)	所得金額 (自営業等の方)	
	2人	2,702,000円	1,710,000円	
	3人	3,342,000円	2,158,000円	
	4人	3,900,000円	2,580,000円	
	5人	4,340,000円	2,932,000 円	
	6人	5,030,000円	3,482,400 円	
	7人	5,455,000円	3,821,600円	

★支給内容

学用品費、新入学児童生徒学用品費、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、

体育実技用具費、卒業アルバム代、生徒会費、学校給食費、医療費

※対象となる学年や支給時期、支給額が異なります。詳細は、下記の担当までお問合せいただくか、 仙台市教育委員会ホームページをご確認ください。

★申請方法

お子様が在籍する学校の事務職員までご連絡ください。学校より必要書類をお渡しします。書類の用意ができましたら、学校までご提出ください。

【仙台市立の小・中学校(中等教育学校前期課程含)に通学の場合】

お子様が通学している学校の事務職員に提出してください。

★新入学学用品費入学前支給(小学校新1年生)について

次年度に小学校へ入学する予定のお子さまがいる場合, 就学援助費のうち新入学学用品費を<u>入学前</u>年度に支給する予定です。

令和4年4月に小学校に入学するお子さま向けの支給につきましては、令和3年11月~12月に申請を受付し、令和4年2月下旬に支払を行う予定です。

認定基準・申請方法等の詳細につきましては、仙台市立小学校の健康診断(※各学校で10月~12月に実施)の際に配布する予定のお知らせをご覧ください。また、仙台市教育委員会ホームページにも掲載されております。

★注意事項

・ 生活保護を受給されている場合、申請は不要です。

仙台市教育委員会ホームページ 就学援助制度



■ 読み取れない場合は、「仙台市 就学援助」で検索のうえ、 該当ページをご確認ください。

就学援助に関する問い合わせ

【担当】 仙台市立第二中学校 事務職員 電話:022-234-6101

新入学学用品費入学前支給に関する問い合わせ

【担当】 仙台市教育委員会 学事課奨学調整係 電話:022-214-8861

〒981-0011 仙台市青葉区上杉一丁目5番12号